

地域力創造アドバイザーマッチング支援業務仕様書

1. 業務名

地域力創造アドバイザーマッチング支援業務仕様書

2. 業務概要

令和5年度より総務省の地域力創造のための外部専門家招へい制度である「地域力創造アドバイザー制度（以下、本制度とする。）」を活用するため、総務省による外部専門家（通称「地域力創造アドバイザー」）の招へいにあたり、「地域人材ネット」に登録されている民間専門家から、対象者とのマッチングをするために必要となる事業を実施する。

本業務では、本制度の活用に向け、受託者の企業間の関係性や人脈等を活かし、かすみがうら市へ地域課題の解決に伴走可能な地域力創造アドバイザーとのマッチング支援に関する業務を民間事業者（以下、「受託者」とする。）へ委託する。

3. 履行期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

4. 業務内容

- (1) 地域人材ネットから本市が実施する事業に適した地域力創造アドバイザーの選定（選定にあたっては、市と協議のうえ決定すること。）
- (2) 地域力創造アドバイザー候補者に対する本市の事業および取り組みの紹介
- (3) 本市への地域力創造アドバイザー候補者の提案
- (4) 地域力創造アドバイザー及び地域力創造アドバイザー候補者からの各種問合せへの対応
- (5) 前各項のほか、地域力創造アドバイザー活用事業における各種支援

5. 成果物

- ・令和5年7月31日までに、実績報告書兼マッチング提案書（任意様式）を本市へ提出し承認を受けること。
 - ・実績報告書兼マッチング提案書に記載すべき、必須項目は以下のとおりとする。その他、必要な項目は双方協議を行ったうえで、本市が決定する。
- (1) 地域力創造アドバイザー候補者の概要
 - (2) 地域力創造アドバイザー候補者の履歴書及び職務経歴書
 - (3) 地域力創造アドバイザーの活動内容に関する提案

6. その他

- (1) 本業務委託の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本市の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (3) 業務内容の詳細は、プロポーザル実施時の企画提案の内容を基本とし、本市と協議して決定すること。
- (4) 業務の進捗に応じて、定期的に本市に報告を行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、別紙 1「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託仕様書」に基づき、本市と受託者双方が協議して定めるものとする。
- (6) 事業を実施し、疑義を生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。